令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
1	定期監査	政策局	危機管理室	**契約関係事務** 業務委託の見積合わせについては、姫路市決裁規程に基づき執行の決定等に係る意思決定を行うべきであるが、姫路市災害対策用備蓄倉庫機械警備業務委託の見積合わせが不調となり、仕様を変更した見積合わせについて、執行決定及び業者指名の決裁を経ずに実施し、業者を決定していた。 見積合わせの実施に当たっては、姫路市決裁規程、姫路市契約規則等に基づき適正に執行されたい。	措置済	令和6年度業務委託において不適切な事務処理が認められたことから、改めて、当室職員一人ひとりに対し、姫路市決裁規程や契約規則をはじめとする関係法令を確認させた。	R8.5.8
2	定期監査	政策局	危機管理室	**契約関係事務及び補助金等交付関係事務** 執行決定書、契約書、支出負担行為書、補助金等交付申請書、補助金等交付可否決定書等関係書類を調査したところ、指摘事項は次のとおりである。 契約関係事務において、受託業者が作成すべき委託業務完了届を市が作成していたもの、契約書頭書に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの、決裁に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの、業務担当責任者の氏名を徴取していないもの、2件の見積合わせの実施結果を同一の結果表に記載していたもの、再委託申出書の提出があったがその後の手続きがされていなかったもの、随意契約の理由が不適切なものなど、事務執行上適切でないものが散見された。 補助金等交付関係事務において、補助事業者が作成すべき実績報告書を市が作成していたもの、可否決定書の様式が誤っていたもの、可否決定書の相手方名称が誤っていたものなど、事務執行上適切でないものが散見された。 契約関係事務及び補助金等交付関係事務のいずれにおいても、不適切な事務は主に事務処理への理解不足に起因したものである。危機管理室の職員一人ひとりが姫路市決裁規程、姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、補助金等交付規則、その他の関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正に執行されたい。	措置済	「受託業者が作成すべき委託業務完了届を市が作成していたもの」については、受託業者が作成した任意様式による完了届に加え、当室職員が作成した指定様式の完了届を提出させていたが、受託業者から指定様式の完了届のみを提出させている。 「契約書頭書及び決裁に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの」については、必要な記載を行い修正した。 「業務担当責任者の氏名を徴取していないもの」については、速やかに業者から所定の書類を提出させた。 「2件の見積合わせの実施結果を同一の結果表への記載していたもの」及び「再委託申出書の提出があったがその後の手続きがされていなかったもの」については、同様の事案が発生しないように内部規程等を再確認させた。 「随意契約の理由が不適切なもの」については、随契理由と適用条項が一致していなかったため、速やかに理由書の内容を修正した。 「補助事業者が作成すべき実績報告書を市が作成していたもの」については、当室職員が作成した実績報告書を補助事業者に渡し、提出させていたが、補助事業者から提出させるように指導した。 「可否決定書の様式が誤っていたもの」及び「可否決定書の相手方名称が誤っていたもの」については、可否決定書の内容を修正した。 これらの指摘を受け、令和7年7月に財政課・契約課・会計課が実施した「財務会計実務研修資料」を、所属長から全職員へ確認させ、今後は指摘のあった内容等の不備がないように周知・啓発した。令和7年度のリスク管理シートに指摘内容を追加し、令和8年度以降も継続してリスクチェックできるようにすることで、再発防止に努めている。	R8.5.8

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
3	定期監査	総務局	人事課	**タレントマネジメントシステム業務委託事務** 関係書類を調査したところ、 ①姫路市決裁規程第6条及び別表第3の規定においては、委託料の支出に関して、執行の決定、業者指名及び契約について金額に応じた決裁権者の決裁を受けるものとされている。また、予算事務の手引きでは、支出負担行為の決裁は支出負担行為書により起案すること、契約管理システムの運用においても支出負担行為については「別途決裁済み」の取扱いはできないとされているところである。しかしながら、本業務委託の契約に係る事務においては、執行決裁（文書管理システム）は決裁権者の決裁を受けているものの、執行伺及び支出負担行為決裁（契約管理システム）では担当者を決裁者として別途決裁済みの取扱いをしており、決裁権者が執行額及び契約相手方等の確認を行うことなく契約が締結されていた。 決裁規程は、事務処理について責任の所在の明確化と事務処理の合理的かつ能率的運営を図るために、その決裁区分及び手続を定めたものである。決裁規定等関係規定に基づき適正に事務執行されたい。 ②本業務委託の契約約款において、委託料の支払い条項では「システム構築業務に係る部分については、当該業務の完了後一括して支払うものとし、システム運用保守業務に係る部分については、毎月の業務完了後に支払うものとする」と定めている。しかし、本業務委託の契約書頭書には契約金額総額は記載されているものの、契約約款及び仕様書にはシステム構築業務に係る部分の委託料及びシステム運用保守業務に係る部分の月額委託料の金額について記載されておらず、当該各業務完了後に支払う金額が不明である。 契約書等関係書類を作成する際には、必要項目を遺漏なく記載し、適正に事務執行されたい。	措置済	①決裁について ・決裁規程等に基づき、適正な決裁権者による決裁をとった。 ②委託料について ・契約の相手方と協議した上、一部変更契約を締結し、支払い金額を明確にした。	R8.5.8
4	定期監査	健康福祉局	こどもの未来健康支援センター	**産後ケア事業負担金収入関係事務** この事務について関係書類を調査したところ、納期の到来している未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	未収金について、電話、催告書の送付、訪問による催告を行っています。 未納3件の内、納付書および催告書を送付したが回収が困難な（令和4年度）債権1件について、令和7年3月、法制課協議により回収困難と判断済みです。 今後も引き続き、催告書の送付、電話、訪問により徴収に努めてまいります。 令和7年度より、産後ケア事業負担金は利用者が事業所で直接支払うように変更しておりますので新たな未納金はありません。 【未収金の状況】 ＜別表＞	R8.10.16

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
5	定期監査	健康福祉局	保健所予防課	**定期予防接種にかかる業務委託契約** この事務について関係書類を調査したところ、1件の契約において、契約書頭書では契約金額は仕様書に記載する契約単価としているが、仕様書に単価の一部が記載されていなかった。 契約書等関係書類を作成する際には、必要項目を遺漏なく記載し、適正に事務執行されたい。	措置済	該当の契約書については、相手方と協議した上で、改めて必要項目を記載した令和7年度の契約書を作成した。 契約書の作成については、今後とも必要項目を含め正確な記載を行い、適正な事務執行に努めていく。	R8.5.7
6	定期監査	健康福祉局	保健所総務課	**物品管理事務** 物品の管理については、姫路市物品取扱規則第14条、第20条及び第21条の規定により、備品シールの貼付、備品の異動状況の把握、管理台帳と現品の照合を行うものとされている。現地において確認したところ、備品シールの貼付漏れに加え、所属名及び備品番号の記載漏れにより照合できないものが多数見受けられるなど管理が不十分であった。 物品については、姫路市物品取扱規則の規定に基づき適正に管理されたい。	措置予定	監査結果におけるご指摘を受け、随時備品台帳と現品の照合等を行っております。 備品シールの貼付及び備品番号の記載漏れに加え、過去の各諸室の用途変更等により備品が所内で分散しているため、備品特定に時間を要しており、一部の備品についてのみ照合が完了している状況です。引き続き、備品の特定に努めてまいります。	R8.5.7
7	定期監査	教育委員会事務局	文化財課	**契約関係事務** 契約の締結に当たっては、地方自治法第234条の規定により契約書に記名押印することとされているが、旧藤森家住宅公開及び管理業務委託の契約書において契約相手方の契約印が漏れていた。 契約の締結事務に当たっては、地方自治法その他の関係法令等に基づき適正に執行されたい。	措置済	契約相手方に速やかに契約印の押印を求めた。 今後は確認を徹底し、適正な契約事務の執行に努めていく。	R8.5.7
8	定期監査	教育委員会事務局	城内図書館	**指定管理協定関係事務** 指定管理者が業務の一部を第三者へ委託する場合、基本協定書及び仕様書に基づき、再委託する業務実施前に再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを提出させなければならない。姫路市立図書館飾磨分館等の管理に関する協定において、令和4年度行政監査及び令和5年度定期監査で同様の指摘があったにもかかわらず、契約書及び業務仕様書ともに写しを提出させていなかった。 指定管理協定の締結事務に当たっては、地方自治法その他の関係法令等に基づき適正に執行されたい。	措置済	速やかに該当事業の契約書及び仕様書の写しの提出を求めた。 併せて、令和8年度以降の基本協定に係る提出書類について、指摘された書類も含めて提出されていることを確認した。 引き続き、定められた書類を適切に提出するよう指定管理者に対して求めるとともに、当館としても確認を行っていく。	R8.5.7

＜別表＞　　収入関係事務【こどもの未来健康支援センター】

【令和７年９月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
産後ケア事業負担金	**610,600**	**539,400**		71,200
合計	610,600	539,400	0	71,200

【令和８年３月３１日現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
産後ケア事業負担金	**610,600**	**539,400**		71,200
合計	610,600	539,400	0	71,200

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
1	定期監査	観光経済局	姫路城総合管理室	**公園施設不法占有損害賠償金収入関係事務** この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置予定	一括納付が困難なため、分割にて納付するよう指導している。 【未収金の状況】 ＜別表B1＞	R8.9.18
2	定期監査	観光経済局	動物園	**出納関係事務** 姫路市会計規則第3条により、所管業務の収入金を直接収納する場合、出納員及び必要に応じて分任出納員を設置する必要がある。当該規則第3条の別表1により、出納員は園長と規定されているが、園長以外の職員が現金の収納事務を行っていた。 姫路市会計規則の規定に基づき、適正に事務を執行されたい。	措置済	ご指摘のとおり直ちに分任出納員を設置し、適正に事務を執行している。	R8.9.18
3	定期監査	観光経済局	観光コンベンション室	**ひめじシティイメージアップ事業業務委託契約事務** 「令和6年度ひめじシティイメージアップ事業業務委託」については、本市の外郭団体と一者随意契約を締結し、急な大型ロケ等が発生した場合については、必要に応じて契約変更で対応することとしていた。現に、追加契約の必要性が生じたことから、支払事務の都合上、別途「令和6年度ひめじシティイメージアップ事業業務委託（不足分）」を契約している。 しかしながら、追加契約分の仕様書は当初契約分と同じ内容で、追加契約により執行する業務内容及び契約期間となっていなかった。また、追加契約分の委託業務の履行状況を確認するための完了報告書が提出されていなかった。 委託契約締結に当たっては、業務内容と仕様書の内容に齟齬がないようにするとともに、委託業務の完了後は履行状況の確認を徹底されたい。	措置済	本指摘事項及び改善策について関係職員に周知し、今後の変更契約に係る仕様書の適正化及び委託業務の履行確認を徹底するなど、適正な契約事務の執行に努めている。 また、委託業務について契約変更を行う場合は、変更又は追加する業務の内容及び履行期間を精査し、適正な内容とした上で仕様書に明確に記載するとともに、複数の職員による確認を行うこととしている。 あわせて、委託業務の完了時には、委託業務完了届及び成果物の提出を受け、仕様書に基づく履行状況を確認した上で支払手続を行うよう、事務処理の徹底を図っている。	R8.9.18
4	定期監査	観光経済局	国際戦略室（国際交流センター）	**ひめじ国際交流フェスティバル会場設営等業務委託契約事務** 「第27 回ひめじ国際交流フェスティバル会場設営等業務委託」については、ひめじ国際交流フェスティバル実行委員会が実施する入札の落札業者と契約することとなっているが、イベント当日までに落札業者と契約を締結していなかった。 業務委託を行う場合は、姫路市契約規則の規定に基づき、適正に事務を執行されたい。	措置予定	昨年度は、フェスティバル当日の天候不良への対応について実行委員会と市との費用負担、業務分担、必要な備品・消耗品調達等に関する調整に時間を要したことから、今年度はこれらの調整事項を早期に整理し、関係者間の協議を前倒しで開始している。 入札及び契約締結に必要な期間を十分に確保し、各手続の進捗状況について、担当者及び所属内で定期的に確認・共有を行い、姫路市契約規則に基づき、適正な時期までに契約締結を完了するよう、適正に事務を執行する。	R8.9.18

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
5	定期監査	観光経済局	観光コンベンション室	**契約関係事務** 契約関係事務において、契約書頭書に契約保証金免除条項の記載がないもの、契約保証金が納付される前に契約を締結しているもの、一者随意契約の仕様書の内容が不十分なもの、随意契約の根拠条項に誤りがあるものなど、事務処理上、適当でないものが多数確認された。 職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行われたい。	措置済	漫然と前例を踏襲することがないよう、職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行うよう努めている。 特に、契約金額に関わらず全件の決裁が回付される主幹、課長補佐及び係長によるチェックを徹底している。	R8.9.18
6	定期監査	観光経済局	美術館	**契約関係事務** 契約関係事務において、一者随意契約の根拠規定が適当でないもの、一者随意契約の仕様書の内容が不十分なもの、見積合わせにおいて見積作成のための十分な期間を確保していないもの、見積書の内訳が記載されておらず見積額の妥当性を判断できないものなど、事務処理上、適当でないものが多数確認された。 職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行われたい。	措置済	①一者随意契約の根拠規定が適当でないものについては適当なものに修正を行った。 ②一者随意契約の仕様書の内容が不十分なものについては、次年度の契約に向けて、第三者が仕様書を見ても業務内容が理解できるよう仕様書の見直しを行った。 ③見積合せについては、十分な見積作成の期間を確保するため、入札公告の例を参考に「期日の前日から起算して少なくとも10日前」までに案内を事業者へ送付するよう館内で周知した。 ④見積書を徴収する際は、明細や内訳が分かる資料を併せて提出を求めるよう館内で周知した。 ⑤監査結果を踏まえ、令和7年11月に館内で調達・契約等に関する所属内研修を実施した。	R8.9.18
7	定期監査	観光経済局	国際戦略室 （旧文化国際課）	**契約関係事務** 契約関係事務において、契約約款の内容に誤りがあるが訂正を行っていないもの、見積書の内訳が記載されておらず見積額の妥当性を判断できないもの、軽工事の契約書頭書に契約不適合責任期間の記載がないもの、随時登録の申請手続きを適正に行っていないものなど、事務処理上、適当でないものが多数確認された。 職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行われたい。	措置済	契約書等の修正を図るとともに、次年度以降の見積書の取得や随時登録の手続きにおいて、同様の結果を招くことのないよう、相手方との協議・調整を行った。また、適正な契約事務を遂行するため、所属内の体制や契約規則等の規程の確認・情報共有を行った。	R8.9.18
8	定期監査	観光経済局	姫路城管理事務所	**備品管理事務** 令和3年度の定期監査において、「廃棄された備品について、備品台帳から抹消されていないものが多数あった」ことを指摘したにも関わらず、依然として当該廃棄済の備品が備品台帳に登録されていた。 当該備品の廃棄手続きを行い、適正な備品管理を徹底されたい。	措置済	監査事務局より指摘があった後、速やかに当該備品が廃棄されていることを確認し、備品台帳から抹消した。	R8.9.18

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
9	定期監査	観光経済局	スポーツ振興室	**地域スポーツ振興事業委託契約事務** 地域スポーツ振興事業については、契約書の規定により、各団体に対して前金払で委託金を支払いしており、契約期間満了後、委託業務完了報告書及び決算書を提出し、委託金を満額執行できない場合は、変更契約を締結し、残額を返還することとなっている。しかしながら、令和6年度の当該事業において、1団体から提出された決算書に「姫路市への返戻金」の記載があるにも関わらず、職員の確認不足により、委託金の返還手続きが行われていなかった。 契約書の規定に基づき、委託金の返還手続きを実施されたい。	措置済	直ちに是正し、当該返還金を過年度収入として納入処理した。 事業完了時における決算書の内容確認に際し、複数人によるチェック、複数回確認のプロセスを徹底し、適正な事務処理と再発防止に努めている。	R8.9.18
10	定期監査	観光経済局	スポーツ振興室	**２０２４年パリオリンピック・パブリックビューイングイベント実施業務委託契約事務** 当該業務委託について、業務内容の詳細や事業費全体が確定しない状態で仕様書を作成し、見積合わせを実施していた。仕様書には「本業務については、金額が現時点で未定のため、確定後、変更契約を締結する」と記載されているほか、未確定の項目も明確にされていなかった。 仕様書は委託料の算出基礎となるため、費用が発生する項目や数量などを含め、業務内容を明確に記載する必要がある。 また、当初契約後、2回にわたり増額の変更契約を締結しているが、変更執行伺書の決裁では、変更内容やその経緯が詳細に記載されておらず、変更契約の妥当性を判断することが困難であった。 透明性の確保の観点からも、変更内容や経緯について明確にしておく必要がある。	措置済	見積合わせや入札時において、仕様書に業務内容を明確に記載するようにしている。 変更内容等について明確にするなど、適正な事務処理に努めている。	R8.9.18
11	定期監査	観光経済局	緑の相談所	**緑の相談所運営業務委託契約事務** 当該業務委託については、本市の外郭団体と委託契約を締結しているが、仕様書に規定されていない業務を受託者が行っていた。また、受託者が委託料から購入した備品の所有権の帰属について、仕様書で明確になっていなかったほか、市の倉庫内にある受託者の備品が市の備品と明確に区別して管理されていなかったことや、市の施設や備品の使用上の管理責任について仕様書に規定されていないなど、事務処理上、適当でないものが確認された。 仕様書には業務内容や施設等の管理責任など、必要事項を明確かつ詳細に記載するとともに、市所有の備品と受託者の備品を区別して管理するため、受託者の備品に備品シールを貼り付けるなど、所有権が明確となるよう適正に管理されたい。	措置済	1 受託者へ委託する業務内容を仕様書に明確かつ詳細に規定した。 2 受託者が委託料から購入した備品の所有権は、市に帰属する旨、仕様書に明記した。 3 受託者の備品と市の備品が明確に区別できるよう、剥がれたり、文字が薄くなっている備品シールについて、市担当者が貼り付け、張り替えを実施した。 4 市の施設や備品の管理責任について、受託者の責任で管理することや、受託者の責めにより損傷させた場合は、受託者の責任において原状回復させることを仕様書へ明記した。	R8.9.18

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
12	定期監査	観光経済局	緑の相談所	**手柄山スプリングフェスティバル及び手柄山オータムフェスティバルに関する契約事務** 「手柄山スプリングフェスティバル」及び「手柄山オータムフェスティバル」については、姫路市主催のイベントであるが、イベント保険に加入していなかった。また、当該イベントの協力団体との間で、費用負担やトラブル発生時の対応、当日の運営内容等に関する書面による手続きが交わされておらず、責任の所在が明確にされていなかった。 イベントを実施する場合は、業務委託の受託者や協力者との役割分担及び責任範囲等を明確にし、事故やトラブル発生時など不測の事態に備えたリスク管理を徹底されたい。	措置済	1 イベント保険について、令和8年度手柄山スプリングフェスティバルから加入し、今後もイベントを行う際には、イベント保険に加入するように事務を改めた。 2 役割分担や責任範囲について、協力団体と書面を交わすなどして明確化を図った。	R8.9.18
13	定期監査	こども未来局	こども総務課	**放課後児童健全育成事業受益者負担金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施並びに児童手当からの直接徴収制度を積極的に活用し早期回収に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B2＞	R8.9.25
14	定期監査	こども未来局	こども総務課	**放課後児童クラブ傷害保険料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施並びに児童手当からの直接徴収制度を積極的に活用し早期回収に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B3＞	R8.9.25
15	定期監査	こども未来局	こども支援課	**児童手当返還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B4＞	R8.9.25
16	定期監査	こども未来局	こども支援課	**児童扶養手当返還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B5＞	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
17	定期監査	こども未来局	こども支援課	**令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B6＞	R8.9.25
18	定期監査	こども未来局	こども支援課	**母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B7＞	R8.9.25
19	定期監査	こども未来局	子育て支援室	**子育て短期支援事業受益者負担金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	監査日以降、発生している未収金に対し督促及び催告の継続的な実施に努めた結果、令和8年8月31日現在の未収金は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B8＞	R8.9.25
20	定期監査	財政局	管財課	**一般土地建物貸付料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	令和3年1月に裁判所へ支払督促、同年2月に仮執行宣言の申立てを行い、同月に仮執行宣言付支払督促が発布され、債務者に対し送達。 令和6年3月29日付けで仮執行宣言付支払督促に基づき、裁判所に債権差押命令申立てを行い、債権の差押えを進めていたところ、同年4月5日付けで債権執行予定の金融機関より、差押に係る債権が無いとの陳述があったため、債権差押命令を取り下げた。 令和7年9月3日付けで第三者からの情報取得手続き（貯預金照会）の申し立てを行ったが、金融機関から差押可能な財産はない旨回答があった。 その後、勤務先と思われる企業への給与差押準備を進めていたところ、債務者から令和8年1月より分割により返済する申出があり、現在まで納付が確認できている。 【未収金の状況】 ＜別表B9＞	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
21	定期監査	財政局	契約課	**工事請負契約解除に伴う違約金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	債務者である法人が事業を休止し再開の見込みもなく、また、差押え可能な資産も見当たらないことから、地方自治法施行令第171条の5第1号の規定により、徴収停止としております。 【未収金の状況】 ＜別表B10＞	R8.9.25
22	定期監査	財政局	契約課	**契約関係事務** 契約書の作成に当たっては、姫路市契約規則第25条第1項の規定により契約金額を記載しなければならないとされている。令和6年度及び令和7年度の姫路市総合評価技術審査業務委託の契約書において、委託料の算出根拠となる消費税及び地方消費税の記載が欠落していたが、契約書に記載のない消費税及び地方消費税を含んで委託料の金額を算出し、支払事務を行っていた。 契約事務に当たっては、地方自治法、姫路市契約規則等の規定に基づき適正に執行されたい。	措置済	令和8年度の契約書には消費税及び地方消費税について記載し改めております。今後とも適正な事務執行に努めます。	R8.9.25
23	定期監査	健康福祉局	国民健康保険課	**国民健康保険料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	国民健康保険料の収入未済額については、被保険者間の負担の公平性という観点からも早期徴収に努めているところであります。 今後とも、納付相談の機会の確保に努め、滞納者への資産状況の調査や差押え等の滞納処分の強化を図り、収入未済額の早期徴収に取り組んでいきます。 【未収金の状況】 ＜別表B11＞	R8.9.25
24	定期監査	健康福祉局	国民健康保険課	**保険給付費返還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	保険給付費返還金の収入未済額の早期徴収は、医療費適正化を図るため重要であると認識しており、早期回収に努めているところであります。 保険給付費返還金の収入未済となっている不当利得返還金については、被保険者本人からの納付を原則としながらも、加入している保険者間で直接調整できる制度を積極的に活用し、早期回収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B12＞	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
25	定期監査	健康福祉局	後期高齢者医療保険課	**後期高齢者医療保険料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	後期高齢者医療保険料の未収金については、制度の安定的な運営、被保険者間の負担の公平という観点から、早期に収納することが重要であると認識し、督促や電話催告、文書催告、徴収困難な案件については債権整理室への移管による滞納処分の実施を行っている。また、後期高齢者医療制度の新規加入者への口座振替勧奨を積極的に行い、滞納防止にも力を入れている。 なお、監査対象である令和7年10月末現在納期到来分の収納状況について、監査日現在と令和8年8月末とを比較したところ、42億3,539万1,236円を収入し、収入未済額は3,737万2,568円となっている。 【未収金の状況】 ＜別表B13＞	R8.9.25
26	定期監査	健康福祉局	高齢者支援課	**ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	養護老人ホームを退所した者について、賦課から5年以上未収となっている上記負担金について、以下のとおり催告を行いましたが、地方自治法第236条により時効が到達したため、令和8年7月27日をもって、非強制徴収公債権の不納欠損処理を行いました。 【催告記録】 ・令和3年6月30日　納付書輸送 ・令和3年7月27日・29日知人宅訪問 ・令和3年10月29日 納付書郵送 ・令和3年12月10日 本人と電話 ・令和4年2月14日　自宅訪問 ・令和4年4月11日　自宅訪問 ・令和5年10月10日 納付書郵送 ・令和7年3月21日　催告書郵送 ・令和8年1月21日　催告書郵送 ・令和8年5月7日　催告書郵送 ・令和8年7月16日　自宅訪問 【未収金の状況】 ＜別表B14＞	R8.9.25
27	定期監査	健康福祉局	高齢者支援課	**その他の養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	令和8年7月21日にすべて収入されたことを確認しております。 【未収金の状況】 ＜別表B15＞	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
28	定期監査	健康福祉局	高齢者支援課	**在宅高齢者介護手当返還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	ご指摘のとおり、令和8年5月11日付、令和8年7月14日付で催告をしておりますが、収入されていることを確認できていないため、引き続き催告してまいります。 【未収金の状況】 ＜別表B16＞	R8.9.25
29	定期監査	健康福祉局	介護保険課	**介護保険料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	財産（預金）調査を実施し、財産の保有状況等に応じた文書催告を行うとともに、介護保険料の賦課後、納付実績のない者や滞納初期の者に対しても文書催告を行い、介護保険制度の周知を図りながら、滞納額が少額の段階から納付を促すよう努めている。 さらに、滞納処分が可能と判断される者については、差押えを実施するとともに、必要に応じて債権整理室へ移管するなど、未収金の早期徴収に努めている。 （過去の実績） 差押推移 年度　債権整理室　介護保険課 令和3年度 40件 3,217,564円 100件 5,109,178円 令和4年度 45件 3,734,301円 161件 8,959,985円 令和5年度 29件 1,828,348円 114件 6,987,606円 令和6年度 68件 3,624,857円 72件 1,416,380円 令和7年度 92件 4,658,064円 85件 1,697,710円 債権整理室への移管件数 令和 3年度　104件 令和 4年度　84件 令和 5年度　89件 令和 6年度　95件 令和 7年度　98件 【未収金の状況】 ＜別表B17＞	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
30	定期監査	農林水産環境局	中央卸売市場	**売場等使用料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。	措置済	徴収に努め、現在（令和8年9月4日）の未収金状況は売場等使用料未収金605，632円となっております。 なお、上記未収額のうち、令和4年度以前の滞納分の主なものについては、納付計画に基づき毎月納付されております。 また、令和5年度発生分は今後破産手続きに移る予定です。 今後も滞納事業者について、電話催告、訪問を行うとともに、督促状の送付等適切な納付指導を行い早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B18＞	R8.9.25
31	定期監査	農林水産環境局	中央卸売市場	**電気・水道料等償還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	徴収に努め、現在（令和8年9月4日）の未収金状況は電気･水道料等償還金未収金　173，118円となっております。 なお、上記未収額のうち、令和4年度以前の滞納分の主なものについては、納付計画に基づき毎月納付されております。 また、令和5年度発生分は今後破産手続きに移る予定です。 今後も滞納事業者について、電話催告、訪問を行うとともに、督促状の送付等適切な納付指導を行い早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B19＞	R8.9.25
32	定期監査	農林水産環境局	中央卸売市場	**自動車保管場所使用承諾証明書の発行事務** この事務について関係書類を調査したところ、姫路市手数料徴収条例第2条に基づく手数料の徴収が行われていなかった。また、不徴収とする旨について、適切な意思決定がなされていなかった。 証明手数料については、同条例に基づき、適正に徴収事務を執行されたい。また、不徴収とする場合は、姫路市文書取扱規程第14条第2号及び第16条の規定に基づき適正な意思決定を行うべきである。 なお、同条例第6条第4号の規定を適用する場合は、不徴収とする合理的な根拠のある例外的なものであり、恒常的に手数料を不徴収とするものについては、条例等で適正に取扱いを定める必要がある。	措置済	自動車保管場所使用承諾証明書の発行手数料は、令和8年6月末に場内事業者に対して、 姫路市手数料徴収条例第2条第4号に基づき、その他証明手数料1件につき300円かかることを周知して、運用を開始しております。 過年度分は、既に発行した場内事業者に対して説明し、理解をいただいたうえで遡ってすべて徴収いたしました。	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
33	定期監査	農林水産環境局	農政総務課	**指定管理関係事務** この事務について関係書類を調査したところ、指定管理全6施設において、基本協定書に指定管理業務仕様書及び個人情報取扱特記事項が綴じ込まれていなかった。 また、仕様書に定める書面報告が未提出の施設や、仕様書と異なる使用許可申請書等の様式を使用している施設があったにもかかわらず、報告書の提出指導や様式修正の指示を行っていなかった。 夢さき夢のさと（指定管理者 有限会社 夢前夢工房）においては、仕様書に定める第三者に委託することができる業務について、再委託先との契約書及び業務仕様書の写しが未提出であったにもかかわらず、提出を指導していなかった。また、会計の独立について、専用口座による管理が困難である場合は、市と指定管理者で協議の上、その取扱いを決定するものとすると定めているが、指定管理者が専用口座により管理していないことを把握しておらず、会計の管理状況の確認ができていなかった。 施設の所管課として、提出すべき書類の提出指導及び様式に不備がないか等の確認作業を適正に行い、施設の運営実態に沿った仕様書となるよう内容を見直すとともに、指定管理者に対し、基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に業務を遂行するよう指導されたい。	措置済	基本協定書を直ちに差し替えました。 報告書等の提出指導や様式修正の指示、仕様書の見直しを行いました。 夢さき夢のさとの指定管理者より指定管理業務専用の口座を開設したとの報告を受け、市の登録口座等への変更手続きを完了し、9月から専用口座による管理が開始されています。また、今後、全施設とも指定管理者決定の際には必ず会計の管理状況を確認します。 今後、書類の提出指導及び様式の不備確認作業を適正に行い、施設の運営実態に沿った仕様書への見直しを徹底するとともに、指定管理者が適正に業務遂行できるよう指導に努めます。	R8.9.25
34	定期監査	農林水産環境局	農業振興センター	**薬品管理事務** この事務について関係書類を調査したところ、受払簿への記載が出来ておらず、使用状況を適切に管理できていない農薬があった。 農薬は、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。	措置済	農薬の使用状況を管理し、受払簿への記載を徹底している。	R8.9.25
35	定期監査	農林水産環境局	農政総務課	**準公金関係事務** この事務について関係書類を調査したところ、姫路市レクリエーションファーム運営協議会の支出事務において、請求金額に誤りがあるものを支出していた。 準公金の取扱いにあたっては、複数職員で入出金確認を行うことを徹底する等、取扱マニュアルに基づき適正に管理されたい。	措置済	事務局よりご指摘を受けたのち、直ちに内容を確認し、支出相手側に還付を求め、収受の上、支出関係書類の修正記載を行いました。 今後、取扱マニュアルに基づき、複数職員での入出金確認を徹底します。	R8.9.25
36	定期監査	農林水産環境局	有限会社 夢前夢工房	**収入及び支出関係事務** 指定管理業務仕様書に定めている会計の独立について、指定管理業務とそれ以外の会計伝票や領収証が区別して保管されていなかった。また、支出及び収入を専用口座により管理することが困難な場合は、市と協議の上、その取扱いを決定するものとされているところ、協議や取扱いについて市と認識の相違があった。 基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。	措置済	指定管理業務の専用口座を開設し市へ報告をし、9月より専用口座による管理を開始している。	R8.9.25

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
37	定期監査	農林水産環境局	有限会社 夢前夢工房	**契約関係事務** 指定管理者業務仕様書において、第三者に委託した業務については、業務実施前に再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを市に提出することを定めているが、契約書を保管しておらず、市に写しを提出していなかった。 基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。	措置済	市の指導を受け、今後、仕様書の内容を順守する。	R8.9.25
38	定期監査	農林水産環境局	有限会社 夢前夢工房	**施設管理事務** 使用許可申請書に記入漏れがある等申請書類の審査が適正に行われていないものや、申請書が保管できていないものがあった。 申請書の審査及び保管にあたっては、使用許可は公権力の行使にあたる行政処分であることに十分留意し、適正に行われたい。	措置済	申請書は、適正に保管した。今後、審査についても複数人で確認する手法に改善する。	R8.9.25
39	定期監査	建設局	道路建設課	**事務管理費用償還金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。	措置済	当該未収金につきましては、これまでも早期回収を目指し、以下に掲げる法的措置を含めたあらゆる手段を講じてまいりました。 (1) これまでの取組 訴訟の提起による債務名義（判決等）の取得 預貯金、不動産等の財産調査 上記調査により判明した差押え可能な財産に対する強制執行（差押え）の完了 (2) 現在の状況 上記の措置を講じた結果、回収可能な財産は全て差し押さえを完了いたしましたが、なお債権が残存している状況です。現時点において他に差押え等が可能な財産は発見できておらず、これ以上の強制的な徴収は極めて困難な状況にあります。財産調査にかかる費用を鑑みると、積極的な調査は現実的ではないと判断しますが、新たな財産が判明した場合は費用対効果を考慮した上で差押え等を検討します。 【未収金の状況】 ＜別表B20＞	R8.9.14

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
40	定期監査	建設局	河川管理課	**河川・水路使用料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	滞納者に対しては、文書や電話、戸別訪問による催告を行い未収金の解消に向けた取り組みを行っています。 これらの取り組みにより26件、69,130円の未収金を回収することができました。 今年度においても、令和8年10月に催告文書の発送を予定しており、さらに、電話や戸別訪問等を行う予定としています。 今後とも、収納対策をさらに強化し、未収金の早期徴収に努めてまいります。 【未収金の状況】 ＜別表B21＞	R8.9.14
41	定期監査	建設局	河川整備課	**請負契約等違約金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	当該業者に対しては、戸別訪問等随時行っておりますが、接触機会がなく現在のところ徴収出来ておりません。 今後も早期徴収に努めてまいります。 【未収金の状況】 ＜別表B22＞	R8.9.14
42	定期監査	都市局	まちづくり指導課	**行政文書複写料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 収入未済額のうち、納期の到来している未収金については、早期徴収に努められたい。	措置済	当該未収金については、これまで相手方に電話や催告書の送付などで再三納付を求め、今年度も令和8年4月13日付けで催告通知を送付しているが、支払いが無い状況である。引き続き書面催告等を行い、早期徴収に努める。 【未収金の状況】 ＜別表B23＞	R8.9.18
43	定期監査	都市局	地域公共交通課	**シェアサイクル利用料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 収入未済額のうち、納期の到来している未収金については、早期徴収に努められたい。	措置済	利用料金の未納者に対して料金納入の催告を行い、早期徴収に努めました。 引き続き電話催告を実施し、未収金の早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B24＞	R8.9.18
44	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**水道料金収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	水道料金については、業務を委託している業者に対し徴収率に応じたインセンティブ制度を採用し、徴収率の向上に努めており、現在も継続して対応しています。 【未収金の状況】 ＜別表B25＞	R8.9.16

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
45	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**開栓手数料収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	開栓手数料については、水道料金と同様に業務を委託している業者に対し徴収率に応じたインセンティブ制度を採用し、徴収率の向上に努めており、現在も継続して対応しています。 【未収金の状況】 ＜別表B26＞	R8.9.16
46	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**分担金等収入関係事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	分担金等収入につきましては、別表のとおり未収金は解消しております。 【未収金の状況】 ＜別表B27＞	R8.9.16
47	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**使用料徴収事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	下水道使用料の使用料徴収は原則水道料金と併せて徴収しており、収納・催告などの徴収事務についても水道料金と合わせたものになります。下水道使用料のみの滞納者については、電話や文書による催告や訪問徴収を定期的に実施するほか、上記対応後も納付に至らない未納債権に関しては納税課債権整理室への債権移管を行うなどして、未収金回収率の向上に努めています。 【未収金の状況】 ＜別表B28＞	R8.9.16
48	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**受益者負担金等徴収事務** これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	納期到来しても納付のない滞納者に対し、督促状を発送し納付を促しています。督促状発送後も納付に至らなければ、定期的に催告文を発送しています。 （概ね2カ月に一度）催告文の発送と同時に滞納者の居宅等に訪問し、納付指導及び訪問徴収を実施しています。 それでもなお納付に至らない場合は、納税課債権整理室に債権移管を依頼し、強制執行を行っています。 【未収金の状況】 ＜別表B29＞	R8.9.16

令和７年度　　定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
49	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**貸付金徴収事務** 　これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 　早期徴収に努められたい。	措置済	現年度（令和7年度分）水洗便所改造資金貸付金の収入未済額21,600円は4月上旬に口座振替により収入済です。過年度分については、滞納件数が2件あり、1件は年金月に来庁納付を継続しています。もう1件については、貸付者本人も当時の連帯保証人も既に亡くなっており、貸付者の妻も施設に入居し、納付の資力が見込めない状態であるため、現在、連絡保証人の相続人に対し、催告書の発送等により納付指導を実施しています。 【未収金の状況】 　＜別表B30＞	R8.9.16
50	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	**契約関係事務** 　委託業務の履行結果に応じて委託料を加算及び減算する姫路市水道局営業関連業務包括委託（契約期間：令和2年10月1日～令和7年9月30日）において、令和6年度委託料の加算手続きを行うにあたり、仕様書では第4四半期分（令和7年7月から9月分）の委託料で精算すべきところ、当該委託の受託者と別途契約した姫路市水道局営業関連業務包括委託（契約期間：令和7年10月1日～令和12年9月30日）の委託料（令和7年10月から12月分）に加算して支払い事務を行っていた。 　契約事務にあたっては、地方公営企業法及び姫路市上下水道局契約規程、契約約款、仕様書等に基づき、適正に執行されたい。	措置済	今回の指摘内容について、再発防止に向けて令和8年8月にリスク管理シートに追加しました。今後契約事務にあたっては、地方公営企業法及び姫路市上下水道局契約規程、契約約款、仕様書等に基づき、適正に執行するよう努めます。 　なお、当該事務は5年に一度の実施となるため、事務の引継ぎ等において漏れ等のないよう特に徹底します。	R8.9.16

＜別表B1＞　公園施設不法占有損害賠償金収入関係事務【姫路城総合管理室】

【令和７年９月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	2,290,652	15,000	0	2,275,652
合計	2,290,652	15,000	0	2,275,652

【令和８年９月１４日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	2,205,652	32,000	0	2,173,652
合計	2,205,652	32,000	0	2,173,652

＜別表B2＞　放課後児童健全育成事業受益者負担金収入関係事務【こども総務課】

【令和７年１０月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	213,157,000	208,460,000	0	4,697,000
過年度分	2,998,000	354,500	0	2,643,500
合計	216,155,000	208,814,500	0	7,340,500

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	344,610,500	341,536,000	122,000	2,952,500
合計	344,610,500	341,536,000	122,000	2,952,500

＜別表B3＞　放課後児童クラブ傷害保険料収入関係事務【こども総務課】

【令和７年１０月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	2,684,500	2,664,000	0	20,500
過年度分	49,600	4,800	0	44,800
合計	2,734,100	2,668,800	0	65,300

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	2,754,100	2,733,900	800	19,400
合計	2,754,100	2,733,900	800	19,400

＜別表B4＞　児童手当返還金収入関係事務【こども支援課】

【令和７年１１月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	680,000	620,000	0	60,000
過年度分	155,000	0	0	155,000
合計	835,000	620,000	0	215,000

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	1,330,000	1,175,000	0	155,000
合計	1,330,000	1,175,000	0	155,000

＜別表B5＞　児童扶養手当返還金収入関係事務【こども支援課】

【令和７年１１月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	562,680	400,750	0	161,930
過年度分	3,601,840	321,070	0	3,280,770
合計	4,164,520	721,820	0	3,442,700

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	4,655,840	1,263,330	0	3,392,510
合計	4,655,840	1,263,330	0	3,392,510

＜別表B6＞　令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金収入関係事務【こども支援

【令和７年１１月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	100,000	0	0	100,000
合計	100,000	0	0	100,000

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	100,000	0	0	100,000
合計	100,000	0	0	100,000

＜別表B7＞　母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入関係事務【こども支援課】

【令和７年１１月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	28,745,409	27,406,023	0	1,339,386
過年度分	10,075,393	1,184,241	0	8,891,152
合計	38,820,802	28,590,264	0	10,230,538

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	51,911,703	42,752,774	91,224	9,067,705
合計	51,911,703	42,752,774	91,224	9,067,705

＜別表B8＞　子育て短期支援事業受益者負担金収入関係事務【子育て支援室】

【令和７年１２月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	349,100	282,800	0	66,300
過年度分	515,250	25,000	0	490,250
合計	864,350	307,800	0	556,550

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	1,130,800	613,150	0	517,650
合計	1,130,800	613,150	0	517,650

＜別表B9＞　　一般土地建物貸付収入関係事務【管財課】

【令和８年３月３日現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	405,400	30,000	0	375,400
合計	405,400	30,000	0	375,400

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	375,400	105,000	0	270,400
合計	375,400	105,000	0	270,400

＜別表B10＞　　工事請負契約解除に伴う違約金収入関係事務【契約課】

【令和７年１２月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	412,500	0	0	412,500
合計	412,500	0	0	412,500

【令和８年９月８日現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	412,500	徴収停止	0	412,500
合計	412,500	0	0	412,500

＜別表B11＞　　国民健康保険料収入関係事務【国民健康保険課】

【令和７年１０月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和7年度：現年度分	9,081,036,340	3,760,489,984	0	5,320,546,356
令和7年度：過年度分	1,059,720,774	218,907,214	660,820	840,152,740
合計	10,140,757,114	3,979,397,198	660,820	6,160,699,096

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和8年度：過年度分	1,175,793,199	170,251,311	9,370,220	996,171,668
合計	1,175,793,199	170,251,311	9,370,220	996,171,668

＜別表B12＞　　保険給付費返還金収入関係事務【国民健康保険課】

【令和７年１０月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
第三者納付金	37,500,578	37,500,578	0	0
不当利得返還金（令和7年度：現年度分）	9,864,886	4,067,842	0	5,797,044
不当利得返還金（令和7年度：過年度分）	21,000,942	898,894	1,303,939	18,798,109
合計	68,366,406	42,467,314	1,303,939	24,595,153

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
第三者納付金	46,988,969	46,988,969	0	0
不当利得返還金（令和8年度：過年度分）	36,840,882	9,969,851	1,736,604	25,134,427
合計	83,829,851	56,958,820	1,736,604	25,134,427

＜別表B13＞　後期高齢者医療保険料収入関係事務【後期高齢者医療保険課】

【令和７年１０月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	7,606,778,345	3,420,690,827	0	4,186,087,518
過年度分	46,866,286	17,589,604	0	29,276,682
合計	7,653,644,631	3,438,280,431	0	4,215,364,200

【令和８年８月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	53,393,158	16,020,590	0	37,372,568
合計	53,393,158	16,020,590	0	37,372,568

＜別表B14＞　ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務【高齢者支援課】

【令和８年１月１６日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
負担金	30,000	0	0	30,000
合計	30,000	0	0	30,000

【令和８年９月４日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
負担金	30,000	0	30,000	0
合計	30,000	0	30,000	0

＜別表B15＞　その他の養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務【高齢者支援課】

【令和８年１月１６日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
負担金	146,200	0	0	146,200
合計	146,200	0	0	146,200

【令和８年９月４日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
負担金	146,200	146,200	0	0
合計	146,200	146,200	0	0

＜別表B16＞　在宅高齢者介護手当返還金収入関係事務【高齢者支援課】

【令和８年１月１６日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
返還金	52,500	0	0	52,500
合計	52,500	0	0	52,500

【令和８年９月４日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
返還金	52,500	0	0	52,500
合計	52,500	0	0	52,500

＜別表B17＞　介護保険料収入関係事務（第一号被保険者保険料）【介護保険課】

【令和７年１０月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	10,072,674,520	4,999,143,520	0	5,073,531,000
（内　納期到来分）	6,570,854,320	4,940,784,720	0	1,630,069,600
過年度分	124,650,152	18,206,004	19,931,403	86,512,745
合計	10,197,324,672	5,017,349,524	19,931,403	5,160,043,745

【令和８年３月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	10,092,715,480	9,949,013,343	0	143,702,137
（内　納期到来分）	10,092,715,480	9,949,013,343	0	143,702,137
過年度分	124,607,752	28,347,623	39,095,739	57,164,390
合計	10,217,323,232	9,977,360,966	39,095,739	200,866,527

＜別表B18＞　売場等使用料収入関係事務【中央卸売市場】

【令和８年４月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
売場等使用料	221,975,576	221,279,944	0	695,632
合計	221,975,576	221,279,944	0	695,632

【令和８年９月４日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
売場等使用料	101,471,662	100,866,030	0	605,632
合計	101,471,662	100,866,030	0	605,632

＜別表B19＞　電気・水道料等償還金収入関係事務【中央卸売市場】

【令和８年４月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
電気・水道料等償還金	118,393,030	118,219,912	0	173,118
合計	118,393,030	118,219,912	0	173,118

【令和８年９月４日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
電気・水道料等償還金	42,204,672	42,031,554	0	173,118
合計	42,204,672	42,031,554	0	173,118

＜別表B20＞　事務管理費用償還金収入関係事務【道路建設課】

【令和８年1月末現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
事務管理費用償還金	15,938,503	0	0	15,938,503
合計	15,938,503	0	0	15,938,503

【令和８年９月７日現在】　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
事務管理費用償還金	15,938,503	0	0	15,938,503
合計	15,938,503	0	0	15,938,503

＜別表B21＞　　河川・水路使用料収入関係事務【河川管理課】

【令和８年１月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
河川・水路使用料	19,999,130	19,689,020	21,850	288,260
合計	19,999,130	19,689,020	21,850	288,260

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
河川・水路使用料	20,078,310	19,548,970	0	529,340
合計	20,078,310	19,548,970	0	529,340

＜別表B22＞　　請負契約等違約金収入関係事務【河川整備課】

【令和８年１月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
西御着川改修工事契約解除に係る違約金	38,500	0	0	38,500
合計	38,500	0	0	38,500

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
西御着川改修工事契約解除に係る違約金	38,500	0	0	38,500
合計	38,500	0	0	38,500

＜別表B23＞　　行政文書複写料収入関係事務【まちづくり指導課】

【令和８年２月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
行政文書複写料収入	11,048	0	0	11,048
合計	11,048	0	0	11,048

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
行政文書複写料収入	11,048	0	0	11,048
合計	11,048	0	0	11,048

＜別表B24＞　　シェアサイクル利用料関係事務【地域公共交通課】

【令和８年４月１６日現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
繰越分	149,400	2,300	4,600	142,500
合計	149,400	2,300	4,600	142,500

【令和８年９月７日現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
繰越分	142,500	300	0	142,200
合計	142,500	300	0	142,200

＜別表B25＞　　水道料金収入関係事務【上下水道サービス課】

【令和８年３月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	11,896,978,642	10,841,938,803	0	1,055,039,839
過年度	1,006,545,935	946,178,622	10,188,456	50,178,857
合計	12,903,524,577	11,788,117,425	10,188,456	1,105,218,696

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	11,891,679,585	11,875,798,318	0	15,881,267
過年度	996,357,479	948,041,301	0	48,316,178
合計	12,888,037,064	12,823,839,619	0	64,197,445

＜別表B26＞　　開栓手数料収入関係事務【上下水道サービス課】

【令和８年３月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	16,777,000	15,590,000	0	1,187,000
過年度	2,022,000	1,018,000	180,000	824,000
合計	18,799,000	16,608,000	180,000	2,011,000

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	16,776,000	16,580,000	0	196,000
過年度	1,842,000	1,030,000	0	812,000
合計	18,618,000	17,610,000	0	1,008,000

＜別表B27＞　　分担金等収入関係事務【上下水道サービス課】

【令和８年３月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
分担金（現年度）	278,887,840	272,914,180	0	5,973,660
分担金（過年度）	7,764,680	7,764,680	0	0
雑収益（現年度）	3,143,076	3,093,786	0	49,290
雑収益（過年度）	202,080	202,080	0	0
手数料（現年度）	9,677,900	9,185,300	0	492,600
手数料（過年度）	985,400	985,400	0	0
合計	300,660,976	294,145,426	0	6,515,550

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
分担金（現年度）	278,887,840	278,887,840	0	0
分担金（過年度）	7,764,680	7,764,680	0	0
雑収益（現年度）	3,143,076	3,143,076	0	0
雑収益（過年度）	202,080	202,080	0	0
手数料（現年度）	9,677,900	9,677,900	0	0
手数料（過年度）	985,400	985,400	0	0
合計	300,660,976	300,660,976	0	0

＜別表B28＞　　使用料徴収事務【上下水道サービス課】

【令和８年３月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
下水道使用料(現年度)	10,279,520,606	9,209,083,629	0	1,070,436,977
下水道使用料(過年度)	875,427,727	833,285,118	6,206,602	35,936,007
前処理場使用料(現年度)	258,072,727	213,944,062	0	44,128,665
前処理場使用料(過年度)	60,533,301	43,593,221	0	16,940,080
前処理場済汚水使用料(現年度)	65,296,920	54,129,607	0	11,167,313
前処理場済汚水使用料(過年度)	17,668,874	11,839,948	0	5,828,926
コミプラ使用料(現年度)	213,480,880	177,081,853	0	36,399,027
コミプラ使用料(過年度)	31,970,814	31,094,666	64,000	812,148
集排使用料(現年度)	175,037,674	162,583,842	0	12,453,832
集排使用料(過年度)	8,360,760	7,963,211	76,352	321,197
合計	11,985,370,283	10,744,599,157	6,346,954	1,234,424,172

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
下水道使用料(現年度)	10,276,808,033	10,261,969,722	0	14,838,311
下水道使用料(過年度)	875,427,727	834,600,258	6,206,602	34,620,867
前処理場使用料(現年度)	258,072,727	255,867,447	0	2,205,280
前処理場使用料(過年度)	60,533,301	45,448,171	0	15,085,130
前処理場済汚水使用料(現年度)	65,296,920	64,745,600	0	551,320
前処理場済汚水使用料(過年度)	17,668,874	12,434,998	0	5,233,876
コミプラ使用料(現年度)	213,396,624	212,915,496	0	481,128
コミプラ使用料(過年度)	31,970,814	31,105,777	64,000	801,037
集排使用料(現年度)	175,037,278	174,637,619	0	399,659
集排使用料(過年度)	8,360,760	8,012,835	76,352	271,573
合計	11,982,573,058	11,901,737,923	6,346,954	74,488,181

＜別表B29＞　　受益者負担金等徴収事務【上下水道サービス課】

【令和８年３月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
都市計画下水道事業（現年度）	30,049,180	29,883,220	0	165,960
都市計画下水道事業（過年度）	2,483,935	135,200	0	2,348,735
都市計画下水道事業区域外（現年度）	2,388,200	2,388,200	0	0
都市計画下水道事業区域外（過年度）	0	0	0	0
都市計画区域外（現年度）	720,000	720,000	0	0
都市計画区域外（過年度）	0	0	0	0
コミュニティ・プラント事業（現年度）	3,120,000	3,000,000	0	120,000
コミュニティ・プラント事業（過年度）	240,000	240,000	0	0
集落排水事業（坊勢以外）（現年度）	1,137,500	1,137,500	0	0
集落排水事業（坊勢以外）（過年度）	62,200	62,200	0	0
集落排水事業（坊勢）（現年度）	122,000	122,000	0	0
集落排水事業（坊勢）（過年度）	0	0	0	0
合計	40,323,015	37,688,320	0	2,634,695

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
都市計画下水道事業（現年度）	30,049,180	30,049,180	0	0
都市計画下水道事業（過年度）	2,483,935	171,200	0	2,312,735
都市計画下水道事業区域外（現年度）	2,388,200	2,388,200	0	0
都市計画下水道事業区域外（過年度）	0	0	0	0
都市計画区域外（現年度）	720,000	720,000	0	0
都市計画区域外（過年度）	0	0	0	0
コミュニティ・プラント事業（現年度）	3,120,000	3,090,000	0	30,000
コミュニティ・プラント事業（過年度）	240,000	240,000	0	0
集落排水事業（坊勢以外）（現年度）	1,137,500	1,137,500	0	0
集落排水事業（坊勢以外）（過年度）	62,200	62,200	0	0
集落排水事業（坊勢）（現年度）	122,000	122,000	0	0
集落排水事業（坊勢）（過年度）	0	0	0	0
合計	40,323,015	37,980,280	0	2,342,735

＜別表B30＞　　貸付金徴収事務【上下水道サービス課】

【令和８年３月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	349,200	327,600	0	21,600
過年度	423,400	66,600	172,500	184,300
合計	772,600	394,200	172,500	205,900

【令和８年８月末現在】　　（円単位）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	349,200	349,200	0	0
過年度	423,400	76,600	172,500	174,300
合計	772,600	425,800	172,500	174,300